でで記念のが覚 でのの記述は影響 では向記述は影響

「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に 対する支援等に関する法律」が、 平成 24 年 10 月 1 日から始まっています。

自分の思いや願いが大事にされること、自分の生活を自分で *
決めることは、誰もが持っている権利です。

しかし、 障がいがあることによって、その権利がおびやかされる ことがあります。

これって虐待かな?と思ったら、ひとりで悩まないで相談してください!



相談や通報をした人の情報は守られます。匿名でも結構です。 ひとりで悩まないで、すみやかに窓口に相談してください。

★このパンプレットの裏面に連絡先を掲載しています。

障がいのある方への虐待は…

- ●障がいのある方への虐待は、どこにでも起こりうる身近な出来事です。
- ●虐待を行っている人に、虐待をしている認識がない場合もあります。
- ●障がいのある方ご本人が、虐待だと認識できなかったり、 被害を訴えられなかったりすることもあります。

口障がいのある方への3つの虐待

養護者による虐待

身辺の世話や金銭の かた管理を行っている 家族、親族、同居人に よる虐待です。

障がい者施設 従事者による虐待

障がい者福祉サービス 施設等で働く職員による虐待です。

使用者による虐待

動いている職場での りではるない。 事業主や従業員に よる虐待です。

口虐待の種類

身体的虐待

暴力や体罰によって、身体に痛みを与えたり、身体の動きを抑制したりする。

- ■食べ物や飲み物をむりやり食べさせる。
- 柱やイスにしばりつける。
- 部屋に閉じ込めるなど。



性的虐待

性的な行為をしたり、強要したりする。

- ■裸にしたり、身体に触ったりする。
- ■わいせつな言葉を言う。
- わいせつなビデオ、写真を見せるなど。



放棄、放任

食事、入浴など身辺の世話や、必要な介助をしない。

- ■ごはんを食べさせない。
- ■あまり穴浴させない、汚れた脈を着替えさせない。
- ■′病気や、ケガをしても病院に連れていかない。
- 覚較や襠祉施設に行かせないなど。





心理的虐待

脅し、侮辱、無視、嫌がらせなどで精神的に苦痛を与える。

- ■「ばか」「あほ」などと備辱する ことを言う。
- ■蒸鳴る、ののしる、悪口を言う。





- 話しかけているのに薫視する。
- ■仲間外れにする。子ども扱いするなど。

経済的虐待

本人の同意なしに(あるいはだますなどして)賃金や年金を使う。 本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する。

- ■日常生活に必要な金銭を渡さない。
- ■本人の同意なしに財産や預貯金を処分する。
- ■本人の同意なしに年金や賃金を管理して 渡さないなど。





障がいのある方への虐待に関する相談・通報窓口 はじめに「虐待の相談です」と言ってください

豊田市にお住いの方

豊田市役所障がい福祉課

☎(でんわ) 0565-34-6751

[午前8時30分~午後5時15分(土日祝日、12月29日~1月3日除く)]

ファックス 0565-33-2940

*夜間、休日なら……豊田市役所警備室

四(でんわ) 0565-31-1212

[午後5時15分~午前8時30分/土日祝日、12月29日~1月3日は24時間]

みよし市にお住いの方

みよし市障がい者虐待防止センター (みよし市役所内)

四(でんわ) 0561-76-5663

[午前8時30分~午後5時15分(土日祝日、12月29日~1月3日除く)]

ື່ ກໍ້າ ບໍ່ວຸ້າ 0561-34-3388

*夜間、休日なら……みよし市役所警備室

四(でんわ) 0561-32-2111

[午後5時15分~午前8時30分/土首祝旨、12月29日~1月3日は24時間]

ື່ ກໍ້ານ ວົ່າ **0561-34-3388**

豊田市福祉事業団は、障がいのある方の尊厳を守り、ひとりひとりの となったいます。 人格を大切にした専門的な支援のもと、みんなで安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

ひとはみんな"大切な"存在



発行 社会福祉法人 豊田市福祉事業団 事務局 住所 〒471-0062 豊田市西山町 2丁曽 19番地 電 話 (0565) 32-8980 ファックス (0565) 32-8987 Eメール fukushijigyodan@city.toyota.aichi.jp ホームページ www.fukushijigyodan.toyota.aichi.jp